

部落内回覧をお願いします

神住第 269 号
令和 4年 9月 14日

各 位

神山町長 後藤 正和

令和4年度 追加狂犬病予防注射と登録の実施について(お知らせ)

日頃は、町環境衛生事業にご協力をいただきありがとうございます。
さて、本年4月に狂犬病予防注射と犬の登録を実施しましたが、日時の都合等により実施できなかった犬について、追加注射と登録を実施しますので、必ず受けてくださいますようお願いいたします。

「狂犬病予防法」により、犬の登録(「一生に1回」)と狂犬病予防注射(「毎年」)を受けることが義務付けられています。必ず受けてください。

1. 実施日時及び場所 令和4年10月6日(木)

日付	場 所	実 施 時 間	
10月6日 (木)	広 野	南行者野 旧集乳所(ゴミカゴ前)	午前 10:00 ~ 午前 10:20
		広野支所	〃 10:30 ~ 〃 10:50
	阿 川	阿川公民館	〃 11:00 ~ 〃 11:20
	鬼籠野	鬼籠野公民館	〃 11:30 ~ 〃 11:50
	神 領	神山町役場 庁舎裏	午後 1:10 ~ 午後 1:40
	左右内	鍋岩消防格納庫	〃 1:50 ~ 〃 2:00
	下 分	下分公民館	〃 2:10 ~ 〃 2:30
	上 分	上分公民館	〃 2:40 ~ 〃 2:50

※ 時刻は予定です。通行止め等、道路状況により多少前後する場合があります。

2. 費 用

・新規登録料金 1頭につき 3,000円 ・注射料金 1頭につき 3,300円

3. 注意事項

- ①決められた場所以外で予防注射を行うことはできません。実施場所へお連れください。
- ②犬の引率者が、犬を暴れないように抑えられる状況でなければ注射が行えません。
- ③首輪が抜けないう、事前に確認してください。噛みつく恐れのある犬には、口輪を付けてください。
- ④受けた鑑札と注射済票は、必ず犬の首輪につけて飼育してください。
- ⑤犬のふんのあと始末は飼い主の責任です。飼い主が持ち帰って始末してください。

●登録内容に変更があった場合は届出が必要です。

犬が死亡したとき、犬の住所が変わったとき、飼い主が変わったときは、変更届等の提出が義務付けられています。住民課又は広野支所へ届け出てください。

☆☆ 問い合わせ先 ☆☆

住民課 環境係 電 話:676-1113

IP電話:2003